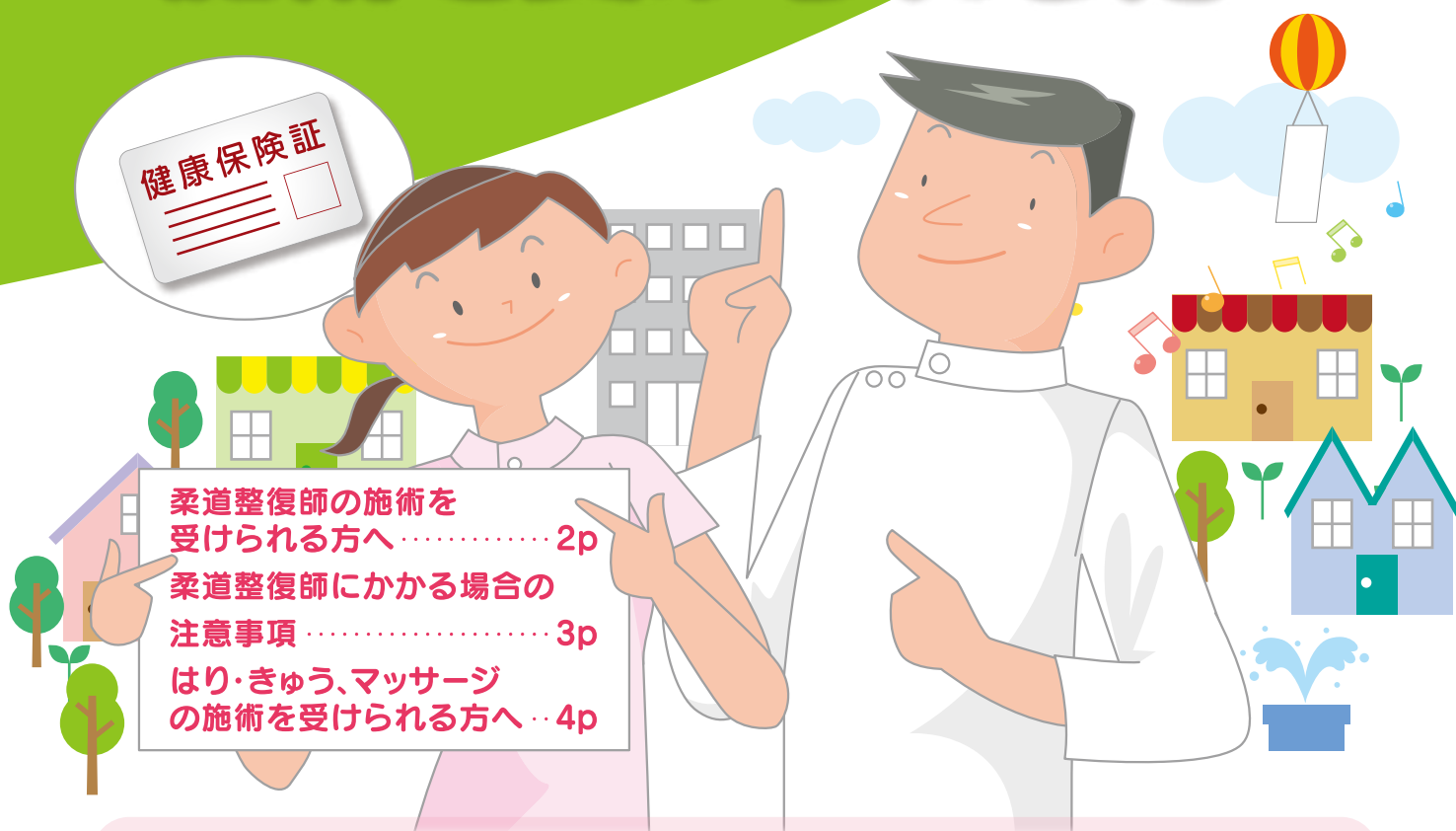


柔道整復師・鍼灸師

整骨院・接骨院

マッサージ師の

施術を受けられる方へ



柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合、協会けんぽから『療養費』としてその一部が支払われます。また、はり・きゅう、マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合は、『療養費』として健康保険の対象となります。なお、健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となります。



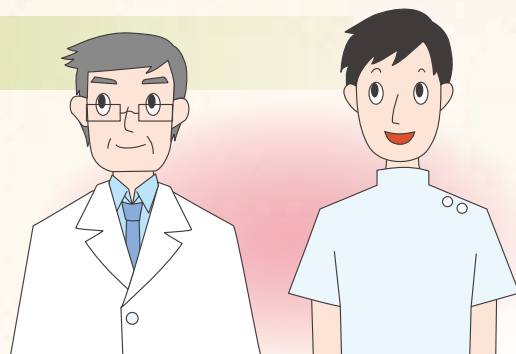
全国健康保険協会 大分支部
協会けんぽ

大分市金池南1-5-1 ホルトホール大分（MNCタウン2階）
tel.097-573-5630 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

柔道整復師（整骨院 接骨院）の施術を受けられる方へ

《対象となる負傷》

医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的原因による疾患ではないもの。



《健康保険を使えるのはどんなとき？》



**健康保険が
使えます**
(一部自己負担)

- ① 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む）と診断又は判断され、施術を受けたとき。

（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です）

- ② 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

（主な負傷例）

・日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。



**健康保険が
使えません**
(全額自己負担)

医師や柔道整復師の診断又は判断等により健康保険等の対象にならないものの例

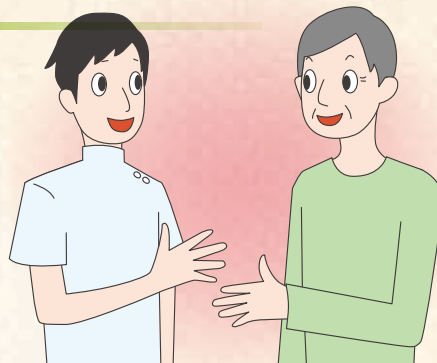
- ① 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労。
- ② 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ③ 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの。
- ④ 労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷。

柔道整復師（整骨院 接骨院）にかかる場合の注意事項

☑ 負傷原因を正確に伝えてください

何が原因で負傷したのか柔道整復師にきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合又は、通勤途上におきた負傷は健康保険は使えません。

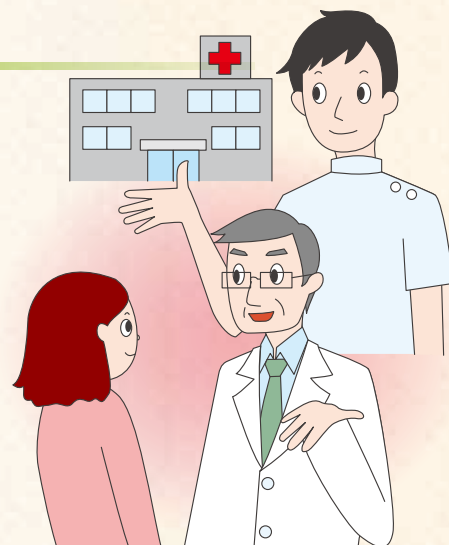
また、交通事故等による第三者行為に該当する場合は、お手数ですが『協会けんぽ大分支部』までご連絡ください。



☑ 療養費支給申請書の内容をよく確認して、署名または捺印をしてください。

療養費は、本来、施術を受けられた方が費用の全額を支払った後、自ら協会けんぽへ請求を行い支給を受ける『償還払い』が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が残りの費用を協会けんぽに請求する『受領委任』という方法が認められています。

このため、多くの接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。



☑ 施術が長期にわたる場合

施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

☑ 領収証の無償交付が義務づけられています。

領収証を必ずもらって保管しておき、『医療費のお知らせ』*で金額・日数の確認をしてください。

領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので大事に保管してください。

*『医療費のお知らせ』とは加入者の皆様が受けられた医療について、医療機関名や医療費の額などをお知らせするものです。



◎健康保険を使って はり・きゅう、マッサージの施術を受けられる方へ

～健康保険を使うには一定の条件があります～

はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、一定の条件を満たす場合には健康保険を使うことができますが、条件を満たさない場合は、健康保険は使えず施術料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

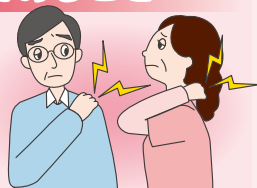


はり・きゅうの施術

健康保険を使って、はり・きゅうの施術を受けるには？ 次の2つの条件をいずれも満たす必要があります。

条件1 次の疾患であること

- ◎神経痛 ◎リウマチ
- ◎五十肩◎頸腕症候群
- ◎頸椎捻挫後遺症
- ◎腰痛症



※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても対象となります。

条件2 医師の同意があること

医師による適切な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要です。

※医師による適切な治療手段がない場合とは…

医療機関において治療を行ったにもかかわらず治療の効果が現れなかった場合などです。

支給対象

はり師・きゅう師の施術において、療養費の対象となるものは、慢性病であって、医師による適切な治療手段のないものです。医学的な見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が認め、これに同意した場合が療養費の支給要件に該当します。神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症以外でも慢性的な疼痛を主症とするものについて、神経痛やリウマチなどと同一範疇と認められる疾患であれば、支給要件に該当するかどうかを個別的に判断し、支給の適否を決定することとなります。

※はり・きゅうの施術を受けながら、並行して医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりません。（医師から薬や湿布を処方された場合も治療行為となり、はり・きゅうの施術は健康保険扱いとはなりませんのでご注意ください）

マッサージの施術

健康保険を使って、マッサージの施術を受けるには？ 次の2つの条件をいずれも満たす必要があります。

条件1 次のような症状であること

- ◎筋麻痺
「筋肉が麻痺して自由に動けない」
- ◎関節拘縮
「関節が硬くて動きが悪い」



このような症状を改善する目的でマッサージを受ける場合が健康保険の対象となります。

条件2 医師の同意があること

医療上、マッサージを必要とする症状であることについて、医師の同意が必要です。

※医師の同意は定期的に必要です。

健康保険を使って施術を受ける場合、3ヶ月ごとに医師の同意が必要となります。

支給対象

療養費の支給対象となるのは、あん摩・マッサージ・指圧師の施術のうち、医療上必要があって行われたと認められるマッサージが対象です。このマッサージの適応症は、一律に診断名によることなく、筋麻痺・関節拘縮等にあつて、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされています。単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のマッサージ等は、健康保険の対象になりません。